

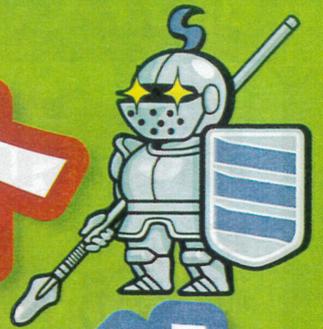
# 高齢者の悪質商法被害

ひとりひとりが

# まなつけナイト

皆のみんなで

# みまもらナイト



# NO!

あれ？

怪しいな！  
おまけ  
おまけ

あれ？  
怪しいな！  
おまけ  
おまけ



## 横浜市消費生活総合センター

変だな？怪しいな！と思ったら

迷わず相談



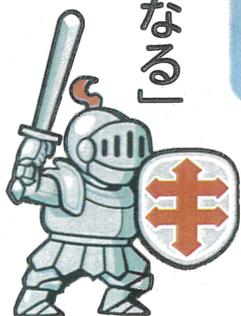
# 045-845-6666



# 「おかしい?」と思ったら、まず相談! “きをを

## 点検商法

「このままだと大変なことになる」  
 など不安をあおる文句で  
 契約を迫られた!



**きをつけ**  
ポイント

- その場で判断しない。
- 少しでも「おかしい」とと思ったら、消費生活センターや身近な人に相談する。

**みまもり**  
ポイント

- 見慣れない工事業者がたびたび出入りしていないか気にかける。「本当に必要なの?」など周りからの声掛けで被害に気づくことも。

! 外壁・床下などでも 無料点検によるトラブルがあります。

## インターネット接続回線の契約トラブル

「安くなる」はずが、  
 前より高額になった!



**きをつけ**  
ポイント

- 事業者の説明をうのみにせず、契約内容をしっかり確認する。
- 必要がなければきっぱり断る。

**みまもり**  
ポイント

- 見慣れない契約書や請求書がないか気にかける。

! 通信回線契約は、クーリング・オフ制度の適用がありません。電気通信事業法により「初期契約解除制度」などの類似した制度があります。

# 「つけ」と「みまもり」で悪質商法被害防止!

## 通信販売トラブル

「お試し価格」で購入したら、  
「定期購入が条件」だった!

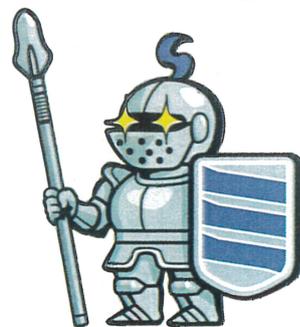


**きをつけ**  
ポイント

- SNSやネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- 通信販売で商品を購入する際は、注文する前に購入・返品条件をよく確認する。

**みまもり**  
ポイント

- 見慣れない商品が増えたり、定期的に同じ商品が届いていないか気にかける。



! 通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

## 架空・不当請求



身に覚えのない  
請求がきた!

- 相手の電話番号が記載されていても、絶対に連絡しない。
- 連絡してしまい金銭を要求されても、絶対に支払わない。

! SMSのほか、はがきなどを送りつける手口もあります。

横浜市消費生活総合センター ☎ 045-845-6666

## 水回り修理 トラブル



「格安修理」のはずが、  
高額請求に!

**きをつけ**  
ポイント

- あせって修理を依頼しない。
- 日頃から信頼できる事業者を探しておく。

# ●訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には 「クーリング・オフ」制度を利用しましょう。

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

## クーリング・オフ手続きの 手順

契約書面を受け取った日を含めて8日以内  
(例外もあります)に、書面で通知します。

ハガキに書いて、両面をコピーします。  
コピーは大切に保管してください。

ハガキは「特定記録郵便」か  
「簡易書留」で送ります。

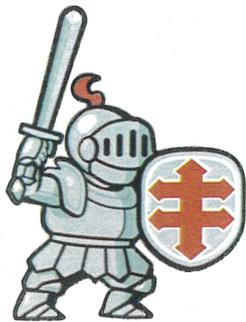
支払ったお金は全額返金されます。  
商品の引き取り料金は業者負担です。

※電子メール等の電子媒体で通知することもできます。その場合は、  
送信メールや画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

## ハガキの書き方(例)

### 通知書

次の契約を解除します。  
契約年月日 令和〇年〇月〇日  
商品名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
契約金額 〇〇〇〇〇円  
販売会社 株式会社〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇営業所 担当者〇〇  
支払った代金〇〇〇円を返し、  
商品を引き取ってください。  
令和〇年〇月〇日  
横浜市〇区〇町〇丁目〇番〇号  
氏名〇〇〇〇



クーリング・オフができる場合・期間など  
詳しくは消費生活総合センターへ

●クーリング・オフ期間を過ぎていても、  
専門の相談員が問題解決の方法と一緒に探します。  
あきらめないで、まずは相談を!

困ったときは、消費生活総合センターにご相談ください。

## 横浜市消費生活総合センター

### 相談専用電話

☎ 045-845-6666

受付時間 平日 9:00~18:00

土・日 9:00~16:45

※祝日・休日、年末年始(12/29~1/3)はお休みです

各種教室のお問合せ ☎ 045-845-5640

展示・情報資料室 ☎ 045-845-6604

## 消費生活総合センターって どんなところ?

消費生活総合センターでは、消費者が商品  
を購入したり、サービスを利用した際の販売  
方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間  
のトラブルに関して、専門の消費生活相談員  
を配置し、トラブル解決のための助言、あっせ  
ん(消費者が当事者として事業者と交渉する  
際の手助け)、情報提供などを行っています。

本人だけでなく、家族やヘルパーなど周りの  
人からの通報や問い合わせも受け付けてい  
ます。